

文京区立 関口台町小学校「いじめ防止対策基本方針」

令和7年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、「いじめは決して許されない」という指導を徹底し、全教職員が「いじめはいつでもどこでも、どの子にも起こり得るものである」という認識に立ち、全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図る。

1. いじめ防止のための基本的な認識

◎いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

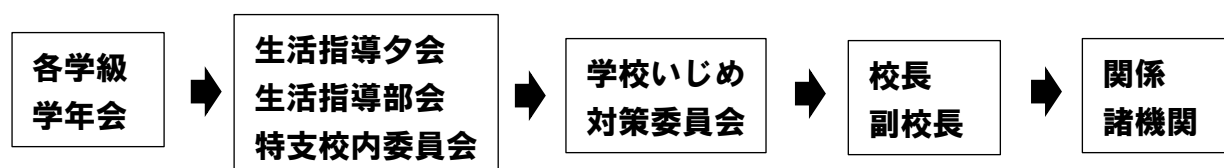
（いじめ防止対策推進法第2条）

*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人的関係を示す。

*「身体的な影響」とは、悪口を言われたり、無視されたり、仲間外れにされたりすることを意味し、「物理的な影響」とは、金品をたかられたり、物を隠されたり、暴力をふるわれたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。

2. いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

毎週行っている「生活指導夕会」や月に一度程度行っている「生活指導部会」及び「特別支援教育校内委員会」などにおいて、教職員同士が情報交換や共通理解を行い、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことがないように、組織として対応する。



★学校いじめ対策委員

- ・ 構成員・・・校長・副校長・主幹教諭（教務・生活指導主任）・当該学年主任・当該担任
養護教諭 SC・SSW・関係諸機関
- ・ 開催・・・学期に1回 事案があれば臨時開催
- ・ 内容・・・いじめ・不登校の早期発見をはじめ実態把握に関すること
いじめ・不登校の防止等に関する対策の立案に関すること
いじめ・不登校の事案への対応に関すること

※SC…スクールカウンセラー SSW…スクールソーシャルワーカー

★学校サポートチーム

- ・構成・・・学校・保護者・地域住民・SC・SSW・児童相談所など・警察
- ・開催・・・事案により臨時開催
- ・内容・・・いじめの事案への対応に関すること

3. いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめ未然防止に関する日常の取組

- ・子供たちにとって分かる授業、子供たち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。
- ・全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、子供たちの豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせられるようにする。
- ・すべての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- ・異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を通して、子供たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自己肯定感や自尊感情を高めることができるようにする。
- ・特別活動をはじめとした全教育活動を通して、子供たちが、学級・学校や地域・社会の形成者として、よりよい学校を作ろうとしたり、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。
- ・教職員が子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を心掛け、学校全体に、子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し、子供が安心して生活できるようにする。

(2) 相談体制の整備

- ・校長室・相談室に相談シートを置き、児童が気軽に悩みを相談できるようにする。
- ・全校朝会の校長講話等で「悩みがあったら相談しやすい大人に相談すること」を伝える。
- ・教育相談室（火・水・金曜日はSC、木曜日はSSW）の利用を促進する。
- ・1学期の保護者個人面談をはじめ、必要に応じて適宜教育相談を実施し、相談の機会の充実を図る。
- ・児童のタブレット端末に相談機関の情報を掲載する。また、学期末などに相談機関の情報を伝える。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ・学期に一回（5月・9月・2月）に「学校生活アンケート」を実施し、児童の実態を把握し、気になる事項については個別の聞き取りを行い、迅速に対応する。解決した事案については、その後3か月間程度様子を見守り、再発防止に努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・年に一度、Q-Uアンケートを実施し、結果を分析し、学級の児童の実態把握に努める。
- ・5年生で、SCによる全員面接を1学期に行う。

(4) いじめに対する措置

- ・いじめを発見し、通報を受けたら、早急に副校長・校長に報告する。管理職は学校いじめ対策委員会を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、必要に応じて区教委や警察等へも連絡をする。
- ・複数の教職員で細かい聞き取りを行い、事態を時系列で把握する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ・全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ・被害児童及び加害児童について、指導の様子を継続したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。解消後も3か月程度は様子を見守る。

4. 重大事態への対応

本校は、いじめにより児童の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合や、いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、重大事態として対処する。

(1) 具体的な取組

- ・学校いじめ対策委員会を開催し、加害者及び被害者の情報や内容等を共有する。
- ・区教委に内容を報告し、連携して対応に当たる。
- ・スクールカウンセラーと連携して、被害児童・加害児童の心のケア行うとともに必要に応じて保護者の心のケアも行う。
- ・質問紙やアンケート調査等により、該当重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・被害児童及びその保護者に対し調査結果を説明し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・子ども家庭支援センター、児童相談所等、関係機関と連携を図る。
- ・主任児童委員、民生委員と連携し、地域の見守りを依頼する。

5. 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- ・いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し学校でいじめに関する取組の検証を行う。